

会長	副会長	副会長	事務局長	担当理事	係
					地

令和3年6月12日

# お知らせ

課名	岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
担当	安田、吉原
内線	2333、2327
直通	086-226-7820

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく営業時間の変更命令について（追加）

5月14日に岡山県内に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことを受け、県では、同月16日から、飲食店等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条第2項に基づき、営業時間の短縮や感染防止対策の徹底を繰り返し要請してまいりました。

昨日、法第45条第2項の要請に応じず、営業を継続している8施設について、法第45条第3項に基づく営業時間の変更命令を新たに行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 命令日

令和3年6月11日（金） 20時～22時の間に手交

#### 2 命令対象

岡山・倉敷市内の飲食店 8施設

#### 3 命令内容

令和3年6月11日（金）から同月20日（日）（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が短縮された場合はその終期）までの間、営業時間を午前5時から午後8時までの間に変更すること。

#### 4 命令理由

法第45条第2項の規定により、令和3年5月16日から5月31日、また6月1日から6月20日までの間、岡山県内の飲食店等に対して営業時間を午前5時から午後8時までとするよう「営業時間の変更」について要請しましたが、要請内容に応じていないことから、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため、営業時間の変更を命じるものです。

#### 5 公表施設

新たに命令した8施設のうち、直ちに命令に従った1施設を除く7施設について、法第45条第5項の規定に基づき別紙のとおり公表します。



(別紙)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第5項の規定に基づき公表する施設

(令和3年6月12日時点)

施設名称	施設所在地	命令の内容	命令の理由
プリティウーマン	岡山市北区柳町一丁目	午後8時までの 営業時間変更命令	午後8時以降の営業 が確認されたため
六本木エクセレント	岡山市北区中央町		
るるる	岡山市北区表町二丁目		
ニュークラブ六本木	倉敷市水島東栄町		
むーらんるーじゅ クラブ夢蘭瑠樹	倉敷市水島西常盤町		
くらぶ ぶち あまん CLUB PETIT AMAN	倉敷市阿知二丁目		
れ あ くらぶ Rare CLUB	倉敷市阿知二丁目		